

京都市告示第209号

平成31年3月29日京都市告示第666号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和元年7月1日から次のように改めます。

令和元年6月28日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数 値
檜原市営住宅	第1棟及び第2棟		あり	あり	あり		0.9561
			なし	なし	なし		0.8361
	第3棟, 第4棟, 第7棟及び第8棟		あり	あり	あり		0.9568
			なし	なし	なし		0.8368
	第5棟, 第9棟, 第10棟, 第12 棟及び第13棟	2階以下					0.8368
		3階以上	あり	あり	あり		0.9068
		3階以上	なし	なし	なし		0.7868
		3階以上	なし	なし	なし		0.7868
	第6棟	2階以下	あり	あり	あり		0.9568
		2階以下	なし	なし	なし		0.8368
		3階以上	あり	あり	あり		0.9068
		3階以上	なし	なし	なし		0.7868
	第11棟	2階以下					0.8368
		3階以上					0.7868

」

を

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数 値
檜原市営住宅	第1棟及び第2棟		あり	あり	あり		0.9561
			なし	なし	なし		0.8361
	第3棟, 第4棟及び		あり	あり	あり		0.9568

第6棟から第8棟まで		なし	なし	なし		0.8368
第5棟		あり	あり	あり		0.9568
		なし	なし	なし		0.8368
第9棟, 第10棟, 第12棟及び第13 棟	2階以下					0.8368
	3階以上	あり	あり	あり		0.9068
	3階以上	なし	なし	なし		0.7868
第11棟						0.8368

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)